

北星学園大学 公的研究費不正防止計画

2020年4月1日施行、北星学園大学 公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画(2015年4月1日)廃止

北星学園大学は、文部科学省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日、平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定）」を踏まえ、公的研究費の適正な管理・監査を行うため、次のとおり「公的研究費不正防止計画」を定める。なお、同計画の取り組みを進めるなかで不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

項目	ガイドラインが研究機関に求める事項	北星学園大学 公的研究費不正防止計画
第1節 機関内の責任体系の明確化		
機関内の責任体系の明確化	<p>機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。</p> <p>最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。</p> <p>機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。</p>	<p>「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」、「コンプライアンス推進副責任者」及び「事務管理責任者」を定め、役割を明確化し、ホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。</p>
第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	<p>競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。</p> <p>機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。</p> <p>ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p>	<p>総合研究センターで全学統一した公的研究費の使用ルールを決め「公的研究費ハンドブック」に図示するなどわかりやすく記載している。ルールが実態とかい離しないよう実情に合わせ、毎年度見直しを行う。</p> <p>必要に応じ研修会等でルールを周知する。</p> <p>総合研究センターにおいて研究者側からのニーズを把握しルールの改善を図る。</p>
職務権限の明確化	<p>競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p> <p>各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p> <p>職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。</p>	<p>「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」をホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。</p> <p>総合研究センターで「公的研究費ハンドブック」を作成し、事務処理に関する職務権限と決裁手続きについて周知徹底を図る。</p>
関係者の意識向上	<p>競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。</p> <p>実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。</p> <p>これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。</p> <p>競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。</p>	<p>研究者及び担当事務職員に、コンプライアンス教育を受講させるとともに、受講状況の確認し、誓約書を提出させる。</p> <p>実地のコンプライアンス教育を受けられなかったものために、オンラインで受講できる環境を整える。</p>
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	<p>機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。</p> <p>不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。</p> <p>不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。</p> <p>懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。</p>	<p>告発窓口や告発等の取扱いについて定めた「北星学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程」「北星学園大学研究活動における不正防止規程」を、本学ホームページで公表し、学内外に向けての周知徹底を図る。</p>
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	<p>不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価し、具体的な不正使用防止計画を策定する。</p> <p>研究機関全体の観点から不正使用防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部</p>	<p>法人課内部監査係において内部監査を行う。</p> <p>研究倫理委員会において、内部監査の結果等を踏まえ、大学全体の状況を整理し不正を発生させる要因の把握をし、必要に応じて「不正防止計画」の見直しを行</p>

項目	ガイドラインが研究機関に求める事項	北星学園大学 公的研究費不正防止計画
不正防止計画の実施	署」という。) を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。	う。

項目	ガイドラインが研究機関に求める事項	北星学園大学 公的研究費不正防止計画
第4節 研究費の適正な運営・管理活動		
研究費の適正な運営・管理活動	<p>予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> <p>発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。 ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。 また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。</p> <p>特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。</p> <p>パソコン等換金性の高い物品については、適切に管理する。</p> <p>研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。</p>	<p>計画的な予算執行について、「公的研究費ハンドブック」で促すとともに、研究支援課から研究者へ注意喚起を行い、研究費の繰り越しや返還等に関する周知を行う。</p> <p>発注段階で支出財源を特定するため、領収書等証憑書類には大学名、研究者名、公的研究費名を記載してもらうこととしている。</p> <p>取引業者と研究者の癒着防止のため、物品の発注に際して、10万円以上の場合は研究支援課を通じて財務課から発注することとしている。 一定の取引のある業者に対して、誓約書の提出を要請する。</p> <p>発注・検収について、原則として事務局（財務課、研究支援課、司書課）が分担し、発注と検収は別の者が行うなどの詳細なルールを決めている。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から、10万円以下のものについては一部研究代表者から発注できるとしている。詳細は「公的研究費ハンドブック」で周知徹底している。</p>
第5節 情報発信・共有化の推進		
情報発信・共有化の推進	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。	「北星学園大学研究活動における不正防止規程」「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、相談窓口を研究支援課、通報窓口を研究支援課、総務人事課とした。ホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。
第6節 モニタリングの在り方		
モニタリングの在り方	<p>競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。 内部監査部門は防止計画推進部署との連携を強化し、リスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。 機関は、文部科学省等関係省庁が実施する調査について協力することとする。</p>	<p>法人課内部監査係が内部監査を実施する。 監査結果は最高管理責任者に報告し、不正発生の要因について大学全体の状況を整理し、必要に応じて「北星学園大学研究活動における不正防止規程」「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」等諸規程、「北星学園大学公的研究費不正防止計画」、「公的研究費等ハンドブック」等の見直しを行う。</p>